

ダイワファンドラップオンラインサービス約款（法人用） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>（約款の変更）</p> <p>第18条 <u>当社は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めた場合には、当社は、各申込者に通知をすることなくこの約款を変更することができます。ただし当社は、その内容の重要性によっては、各申込者にかかる変更内容を通知し、又は公表するもの</u>とします。</p> <p>附則 この約款は、<u>平成29年1月1日</u>より適用されます。</p>	<p>（約款の変更）</p> <p>第18条 <u>この約款は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めるときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知</u>します。</p> <p>附則 この約款は、<u>2021年8月2日</u>より適用されます。</p>